

★★★ <第34回知的財産翻訳検定試験【第18回和文英訳】> ★★★

≪ 1 級課題 -知財法務実務-≫

【解答にあたっての注意】

1. 問題の指示により英訳してください。
2. 解答語数に特に制限はありません。適切な箇所で行ってください。
3. 課題文に段落番号がある場合、これを訳文に記載してください。
4. 課題は2題あります。それぞれの課題の指示に従い、2題すべて解答してください。

問1. 2022年2月1日に、経済安全保障法制に関する有識者会議は、「経済安全保障法制に関する提言」を公表しました。その文書に記載されている、「特許出願を非公開とすることができる制度」について述べた下記の文章を英語に翻訳してください。

翻訳に際しての注記

- (1) 翻訳対象箇所は、*** START ***, *** END ***で始終点を示してあります。
- (2) 翻訳文だけを読んでも内容を正確に且つ容易に理解できるよう、文書として自然な翻訳を心がけてください。必要であれば、内容の正確性が担保される限りにおいて、一文を区切って二文で表現するなど、工夫を凝らしていただいて構いません。

START

特許出願を非公開にする制度としては、アメリカ、イギリス、フランス等が採用する特許付与の手続を留保する制度（いわゆる審査凍結型）と、ドイツや中国が採用する非公開のまま特許権を付与する制度（いわゆる特許付与型）があるが、公開の代償として独占的な権利を付与するという我が国特許制度の本質に鑑みても、実務的な使いやすさという観点からも、手続を留保する制度を導入すべきである。

すなわち、我が国の安全保障上極めて機微な発明であって公にすべきではないものが記載されている特許出願については、出願人としての先願の地位を確保しつつ、出願公開等の特許手続を留保するとともに、そのような発明の流出を防止する措置を講じ、機微性が低下した段階で通常の特許制度のプロセスに戻すということを可能にする制度を導入すべきである。

非公開とする発明の選定手続は、年間 30 万件前後に及ぶ全出願について逐一本格的な審査を行うのはおよそ現実的でなく、特許手続全体の遅延を生じかねないことから、後述するように、あらかじめ第二次審査の対象とする技術分野を定め、まず特許庁においてこれに該当するか否かといった点を中心とする定型的な審査、すなわち第一次審査を行い、対象件数を極力絞り込んだ上で、新たな制度の所管部署が機微性や産業への影響等を総合的に検討する第二次審査を行うという、二段階審査制を採用すべきである。

第二次審査において非公開の決定をした場合、諸外国の制度のように、出願人等に機微発明の情報保全措置を求め、発明の実施制限等を課す枠組みが必要である。また、国としてそのような制約を課す以上、その代償として損失補償をする仕組みも設けるべきである。

さらに、このような制度を設けながら外国への出願を自由とすることは適切でないため、第二次審査の対象となる発明について我が国への第一国出願義務を定める必要がある。

END

問 2. 以下は株式会社 ABC（英名：ABC Co., Ltd.）と XYZ Inc. との特許ライセンス契約（架空）の抜粋です。翻訳対象箇所を英語に翻訳してください。

翻訳に際しての注記

- (1) 翻訳対象箇所は 1 箇所、*** START ***, *** END *** で始終点を示してあります。
- (2) 翻訳に際して、定義語（文中、「以下『○○』という。」という形式により定義された用語のこと。）については、各単語の先頭大文字にて訳出してください（たとえば、「発明」が定義の場合、Invention など）。
- (3) 翻訳文だけを読んでも内容を正確に且つ容易に理解できるよう、文書として自然な日本語訳を心がけてください。必要であれば、内容の正確性が担保される限りにおいて、一文を区切って二文で表現するなど、工夫を凝らしていただいて構いません。

特許ライセンス契約書

株式会社 ABC（以下「ABC」という。）と XYZ Inc.（以下「XYZ」という。）とは、自動運転機能を備える自動車の最終製品（以下「本製品」という。）において組み込まれる自動運転機能に係る標準必須技術（以下「本標準必須技術」という。）に関して、当該標準必須技術を構成する標準必須特許として ABC がその許諾権を管理するもの（以下「本標準必須特許」という。）を ABC が XYZ に対して許諾することについて、以下の各条のとおり合意するので、この特許ライセンス契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（中略）

第 20 条（表明及び保証※1）

*** START ***

1. ABC は、XYZ に対して、次のとおり表明し保証する。
 - (1) 本標準必須特許について、ABC は、これを構成する各特許の特許権者より、本製品の製造及び販売を業とする事業者に対して、本製品の製造及び販売のために必要な権利を非独占的に許諾する権限の設定を受けていること。
 - (2) 本標準必須技術に新たな技術が追加となり本標準必須特許が追加となった場合には、ABC は、本契約が有効に存続する限り、当該追加となった本標準必須特許を、XYZ に対して何ら追加の許諾料の支払いを求めることなく、本契約の条件により自動的に許諾すること。
2. XYZ は、ABC に対して、次のとおり表明し保証する。
 - (1) XYZ は、本製品の製造及び販売を業とする事業者であり、本標準必須特許を自身が製造販売する本製品について実施するものであること。
 - (2) XYZ は、本製品を構成するいずれかの構成部品について、第三者のために製造しこれを供給する場合には、本契約に基づく本標準必須特

許の許諾は、当該構成部品については有効ではなく、当該第三者をして別途当該構成部品を含む全体製品について許諾を受けるべきことを理解しており、当該第三者に対してこれと異なることを約定した場合には、XYZ の費用及び責任を以て当該約定を履行するものであること。

- (3) 本標準必須特許の一部又は全部についてその特許権が無効その他消滅したとしても、XYZ は、ABC に対して支払うべき許諾料の支払いを拒むことはできず、またその減額を求めることはできないこと。

3. 前二項の表明保証に対する違反は、本契約に対する違反をも構成するものとして、非違反当事者は、契約違反について適用ある一切の本契約及び法律（該当する場合には衡平法を含む。）上の救済をも受けることができる。

***** END *****

※1 表明=representation、保証=warranty